

鴨水同窓会会則

昭和29年10月23日制定

昭和36年(会費)、39年(顧問)、43年(幹事)、49年(会費)、52年(入会金)

61年(会則)、一部改正、平成4年(会則)一部改正

第1条 本会は鴨水同窓会と称し本部は倉吉東高等学校に置く。

第2条 本会は会員相互の親善を図り各自の向上発展に資し母校との連絡を密にすることを目的とする。

第3条 本会は次の会員により組織する。

- 1 鳥取県立倉吉中学校卒業生
- 2 // 倉吉商業学校卒業生(倉吉町立商業学校卒業生を含む)
- 3 // 倉吉工業学校卒業生
- 4 // 倉吉第一高等学校卒業生
- 5 // 倉吉中学・倉吉一高併設中学校卒業生
- 6 // 倉吉実業高等学校卒業生
- 7 // 倉吉工業・倉吉実高併設中学校卒業生
- 8 // 倉吉高等学校卒業生
- 9 // 倉吉東高等学校卒業生

卒業生は通常会員、現旧職員は特別会員とする。

中途で上級学校に入学した者は卒業生に準じる。

中途で転退学した者も会員の推薦があるときは会長は認証して会員とすることができる。

第4条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3名
- 3 常任相談役
- 4 常任理事 若干名
- 5 理事 若干名
- 6 監査 2名
- 7 幹事 若干名

第5条 役員の出選および任期は次の通りとする。ただし再任を妨げない。

1 会長、副会長、常任理事、理事、監査は総会において選出し、その任期は2ヶ年とする。

2 幹事は各回幹事と地区幹事とし、各回幹事は各回卒業生より、地区幹事は各地区在住の卒業生より、それぞれ会長が選出する。

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長は本会を代表し一切の会務を統督する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は会長を代理する。
- 3 理事は本会の運営につき会長の相談に応える。
- 4 監査は本会の会計を監査する。
- 5 幹事は会務に参与し各回卒業生、及び地区在住の卒業生の連絡に当る。

第7条 本会に常任相談役を置く。常任相談役は役員会又は総会の推薦により会長が委嘱する。

第8条 本会に顧問を置く。顧問は役員会又は総会の推薦により会長が委嘱する。

(顧問のうち1名は倉吉東高等学校校長を推す。)

第9条 本会に事務局を設け庶務会計を掌る。事務局員は倉吉東高等学校の職員中より会長が委嘱する。

第10条 会員は住所、氏名、業務等を変更したときはその旨を本会に届出る。

第11条 卒業生は入会金を拠出する。

第12条 本会は毎年1回定期総会を開催する。必要があるときは臨時総会を開く。

第13条 定期総会においては前年度会務の報告、決算の承認、役員選挙、会則の改正、その他本会に係る重大な事項を議決する。

第14条 総会の議事は出席会員の過半数によって可否を決定する。可否が同数のときは議長が決定する。

第15条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。翌年度予算は毎年3月役員会を開いて決定する。

第16条 本会に次の帳簿を設ける。

- 1 会員名簿
- 2 同窓会日誌
- 3 会計簿

第17条 会則にない事項で急を要するときは役員会の決議による。

第18条 本会則は平成4年8月7日より実施する。